

## 第1 顔識別（顔認証）カメラのしくみ

- ① デジタル画像から、「顔」部分を抽出
  - ② 「顔」部分から、特徴点を捉えた識別データ（「顔認証データ」）を生成
  - ③ あらかじめ登録されている「顔認証データ」と照合し、一致・不一致を判定する。  
→ 「顔指紋」のように、人の同一性を特定可能
- ・不特定多数に対するカメラ（1対N）を使うと、対象者に気づかれることなく、顔認証データを生成でき、データベースと照合でき、過去・現在・未来、あらゆる場所の行動と検索照合が可能。違法な監視にも便利。

### ・2018. 2. 26 NHKwebニュース

中国には1億7000万台以上の監視カメラ。顔認証システムで個人を特定。赤信号無視の歩行者はすぐ罰金。指名手配犯を3000人逮捕。ATM出金も、カード、暗証番号なしに利用できる。反体制派と見られる人は逮捕されたり、監視されたりしている。

### ・2020. 9. 13 共同通信ニュース

捜査に顔認証、全国の警察で 3月から運用開始

### ・2021. 7

JR東日本が、首都圏の一部の駅に、刑務所からの出所者等を検知する顔認証カメラ導入を公表。2021. 11に、日弁連は中止を求める会長声明。

## 第2 プライバシー侵害

日弁連意見書は、個人情報保護法違反を問題とせず、全てプライバシー侵害として検討。個人情報保護委員会「犯罪予防や安全確保のための顔識別機能付きカメラシステムの利用について」2023. 3も、システムの概要を描く第3章の後には、「肖像権・プライバシーに関する留意点」として、個人情報保護法適合性よりも先にプライバシー侵害について注意を促している。また、「2 不法行為の成否と個人情報保護法の関係」（p20）として、「不法行為が成立したからといって必ずしも個人情報保護法違反となるわけではない。」としている。

これは、個人情報保護法適合なら不法行為が成立しないという誤解を解消すべきだという考え方と合致している。

また、「不法行為の成否を評価するにあたり考慮される要素は、個人情報保護法上も不正利用の禁止規定（法第19条）や適正取得規定（法第20条第1項）の解釈などにおいて、考慮すべきであると考えられる。」として、個人情報保護法適合性の解釈において、不法行為が成立しない形での取得、利用を求める方向性を示している。

「したがって、顔識別機能付きカメラシステムを利用するに当たっては、個人情報保護法を遵守するのみならず、肖像権やプライバシー保護の観点からも留意する必要があるし、そのような観点を個人情報保護法の適用においても考慮すべきであると考えられることに留意する必要がある。」（以上、p21）との指摘は重要である。

残念ながら、その具体的な基準を、法19条、20条1項の解釈の中で明示されればよかったのに、肖像権・プライバシー侵害に関する裁判例の紹介にとどまり、全ての判断を現場の設置者の裁量にゆだねてしまっている。これは役割を果たしたことになる。

### 第3 プライバシー保護の段階と、個人情報保護法の位置づけ

#### 1 要保護性の順序

センシティブ情報→プライバシー情報→個人識別情報

#### 2 法規制の順序

特別法→民法の不法行為（憲法13条のプライバシー権・肖像権という人格権を侵害したことを根拠とするもの）→個人情報保護法違反

#### 3 個人情報保護法の意味

「一般人の感覚で、他人から知られたくない情報」とまではいえない単なる個人識別情報であっても、最低限「利用目的の公表等」を条件として収集させるという、マナーぐらいは守れよ、と促して、最低限基準の底上げを図るもの。

決して、プライバシー情報、センシティブ情報を、「利用目的の公表等」さえすれば自由自在に収集してよいと宣言する悪法ではない。（が、実際はどうか）

→ 今回の、個人情報保護法適合の中で、プライバシー侵害の点も考慮しろよ、という発信は、個情法適合性だけにとらわれていた従前の個人情報保護委員会の枠組みをプライバシー「配慮」まで広げようとするもので、改善。しかし、はっきりした指針を示していない点が極めて不十分。立法を促すべきであった。

### 第4 海外の対応

EUは、GDPR（一般データ保護規則）9条1項で、生体情報の収集を原則禁止顔認識技術をも含むAI技術の利用に関する規制案で、最高リスクである「受諾不可」として、「公的空間での法執行目的の遠隔生体識別等」、「高リスク」として、「公共交通機関等で使用されるリアルタイム顔認識技術」が分類されている。

カリフォルニア州も、州警察による利用を一時的に禁止

（過去の日弁連意見書）

#### 1 2012年1月19日付「監視カメラに対する法的規制に関する意見書」

官民を問わず、監視カメラの設置・運営についてはルールを事前に明示する法律を制定し、規制すべきことを提言した。

その中でも、設置するカメラが他のデータベースと自動的に照合して特定の個人を識別する機能を持つことを禁止することや、収集後のデータについて、その後他のデータベースと自動的に照合する2次利用を禁止するよう求めた。

#### 2 2016年9月15日「顔認証システムに対する法的規制に関する意見書」

警察による顔認証システムの利用に対し、「重大組織犯罪等」の捜査以外で使えないなど、法律による規制が必要であることを提言した。

#### 3 2021年9月16日「行政及び民間等で利用される顔認証システムに対する法的規制に関する意見書」

警察以外の行政機関や民間等における顔認証システムの利用に対しても、法律による規制が必要であることを提言した。特に、不特定多数者に対して利用する場合は厳密な規制が必要であるとしている。

個人番号カードの顔認証システム利用をはじめ、行政一般で必要もなく顔認証システムを利用しないよう求めている。